

○守口市附属機関条例

平成25年2月25日

条例第3号

最近改正 平成28年3月25日条例第7号

注 平成27年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、その設置、担任する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市が設置する執行機関の附属機関は、次のとおりとする。

(1) 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期
守口市有功者 審査会	守口市有功者条例（昭和44年 守口市条例第21号）第1条に 規定する有功者の選定につ いての審査に関する事務	7人以 内	1 市議会議員 2 市の職員	1年以内で 市長が定め る期間
守口市コン ペ・プロポー ザル選定委員 会	市の発注する建築コンサル タント業務について地方自 治法施行令（昭和22年政令第 16号）第167条の2第1項第2号 の規定により随意契約の方 法により契約を締結する場 合であって、公募等の方法に より事業者を選定するとき における当該事業者の選定 の基準の策定及び当該事業 者の選定についての審査に 関する事務	10人以 内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認め た者	1年以内で 市長が定め る期間

守口市職員採用試験委員会	採用試験の実施及び採用候補者名簿の作成に関する事務	9人以上	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	採用候補者名簿の提出日まで
守口市公正職務等審査委員会	セクシュアル・ハラスメントの防止等、不当要求行為等の防止、職員等の公益通報保護及び法令の遵守の推進についての調査審議に関する事務	7人以上	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	3年
守口市民体育館指定管理者選定委員会	守口市民体育館の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以上	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口文化センター指定管理者選定委員会	守口文化センターの指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以上	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市生涯学習情報センター指定管理者選定委員会	守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以上	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市生涯学習推進会議	生涯学習推進計画及び生涯学習の推進のための施策についての調査審議に関する事務	20人以上	1 学識経験者 2 生涯学習に関する経験を有する者 3 市民 4 その他市長が適当と認め	2年

			た者	
守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会	守口市生涯学習援助基金条例（平成4年守口市条例第17号）第4条の収益を財源として行う生涯学習に関する活動に対する助成についての審査に関する事務	6人以上	1 学識経験者 2 市民 3 市の職員	2年
守口市工業活性化推進協議会	一般機械器具、電気機械器具、金属製品等の中小製造業の活性化を図る方策についての調査研究及び工業振興の立場から今後の街づくりについての調査審議に関する事務	15人以上	1 学識経験者 2 工業関係団体の代表者 3 金融機関の代表者 4 経済関係団体の代表者 5 関係行政機関の代表者 6 その他市長が適当と認められた者	2年
守口市地域商業活性化推進協議会	地域の商店街及び小売市場の活性化を図る方策についての調査研究及び商業振興の立場から今後の街づくりについての調査審議に関する事務	20人以上	1 学識経験者 2 商業関係団体の代表者 3 消費者関係団体の代表者 4 経済関係団体の代表者 5 関係行政機関の代表者 6 その他市長が適当と認められた者	2年
守口市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量及び再生利用に関する事項についての調査審議に関する事務	20人以上	1 学識経験者 2 市民 3 市議会議員 4 その他市長が適当と認められた者	1年以内で市長が定める期間
守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の計画についての調査審議に関する事務	20人以上	1 学識経験者 2 福祉関係団体の代表者 3 教育関係団体の代表者 4 医療関係団体の代表者 5 商工関係団体の代表者	1年以内で市長が定める期間

			6 市民 7 関係行政機関の職員	
守口市障害者施設等指定管理者選定委員会	守口市立わかたけ園及び守口市障害者・高齢者交流会館内の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以上	1 学識経験者 2 障害者を支援する施設又は事業において経験を有する者 3 市の職員 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で 市長が定める期間
守口市障害者計画策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務	21人以上	1 学識経験者 2 福祉関係団体の代表者 3 医療関係団体の代表者 4 人権関係団体の代表者 5 市民 6 教育関係機関の代表者 7 関係行政機関の代表者 8 市の職員 9 その他市長が適当と認めた者	1年以内で 市長が定める期間
守口市老人福祉計画検討委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の計画についての調査審議に関する事務	14人以上	1 学識経験者 2 福祉関係団体の代表者 3 医療関係団体の代表者 4 地域関係団体の代表者 5 市民 6 関係行政機関の代表者 7 その他市長が適当と認めた者	1年以内で 市長が定める期間
守口市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第11条第1項の措置の要否についての審査に関する事務	10人以上	1 医師 2 福祉関係団体の代表者 3 関係行政機関の代表者 4 市の職員	1年

			5 その他市長が適当と認めた者	
守口市立保育所の民間移管に伴う保育所・認定こども園運営者選考委員会	守口市立保育所の民間移管に伴って行う保育所運営者及び認定こども園運営者の選考の基準の策定及び選考に係る審査に関する事務	10人以上以内	1 学識経験者 2 関係市民団体の代表者 3 市民 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市子育て支援センター運営委員会	子育て支援センターの運営についての調査審議に関する事務	18人以上以内	1 学識経験者 2 関係市民団体の代表者 3 医療関係団体の代表者 4 保育所及び幼稚園の代表者 5 関係行政機関の職員 6 その他市長が適当と認めた者	2年
守口市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づき実施した予防接種による健康被害についての調査審議に関する事務	7人以上以内	1 大阪府知事が推薦する医師 2 一般社団法人守口市医師会が推薦する医師 3 大阪府守口保健所の所長 4 市の職員	2年
守口市市民保健センター運営協議会	守口市市民保健センターの運営についての調査審議に関する事務	10人以上以内	1 医療関係団体の代表者 2 保健関係団体の代表者 3 福祉関係団体の代表者 4 市の職員	2年
守口市感染症対策委員会	感染症の予防対策その他感染症に係る事項についての調査審議に関する事務	20人以上以内	1 医療関係団体の代表者 2 関係行政機関の職員 3 市の職員 4 その他市長が適当と認めた者	2年

守口市バリアフリー基本構想策定協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想についての調査審議に関する事務	30人以上	1 学識経験者 2 障害者団体の代表者 3 高齢者団体の代表者 4 地域関係団体の代表者 5 関係公共交通機関の代表者 6 関係施設の設置管理者 7 関係行政機関の代表者 8 市の職員 9 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市自転車駐車場指定管理者選定委員会	守口市自転車駐車場の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	5人以上	1 学識経験者 2 守口市自転車駐車場の使用者 3 市の職員 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市交通問題対策協議会	交通問題の解決のための重要事項の調査審議に関する事務	12人以上	1 学識経験者 2 関係公共交通機関の代表者 3 市内の交通利用者 4 市の職員	2年
守口市公共事業再評価委員会	国土交通省所管の補助対象公共事業の再評価についての調査審議に関する事務	5人以上	1 学識経験者 2 市民 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間

(2) 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期
守口市奨学生選考委員会	守口市奨学資金条例（昭和44年守口市条例第13号）第3条	10人以上	1 学識経験者 2 関係教育機関の職員	2年

	第3項の規定による奨学生の選考についての審査に関する事務		3 市の職員 4 その他教育委員会が適当と認めた者	
守口市幼児教育振興審議会	幼児教育の基本的諸問題についての調査審議に関する事務	20人以上	1 学識経験者 2 市民 3 市の職員 4 その他教育委員会が適当と認めた者	2年以内で教育委員会が定める期間
守口市立学校結核対策委員会	市立学校の児童及び生徒に係る結核に関する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく保健管理及びまん延防止のための施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務	12人以上	1 結核に関し専門的知識を有する医師 2 一般社団法人守口市医師会が推薦する医師 3 大阪府守口保健所の所長 4 市立学校の学校医 5 市立学校の校長 6 市立学校の養護教諭	2年
守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	市立の義務教育諸学校において使用する教科用図書についての調査及び研究に関する事務	7人以上	1 市立の義務教育諸学校に在籍する児童又は生徒の保護者 2 市立の義務教育諸学校の校長、副校長及び教頭 3 教育委員会事務局及び守口市教育センターの職員	1年

（平27条例33・平27条例34・平27条例37・平28条例7・一部改正）

（委員）

第3条 補欠の委員の任期は、前条の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部改正)

- 2 守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例(平成5年守口市条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(守口市奨学資金条例の一部改正)

- 3 守口市奨学資金条例(昭和44年守口市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平25.6.14条例18)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平27.12.24条例33抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平27.12.24条例34抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平27.12.24条例37)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平28.3.25条例7)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。